

### 佐賀県人事委員会告示第3号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号)第10条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示の方法により送付する。

平成25年4月19日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

#### 1 審査請求人の氏名

石橋末満、小野久馬、真島謙郎、岩瀬陽二、伊東芳一、坂田進、溝田誠、公文寛、平川廣、重富静雄、筒井満志、吉原清一、松石福己、山田健吾、永橋末夫、重吉円二、村岡吉孝、古賀富美子、小柳孝博、友納悌次郎、小宮睦之、石井榮一郎、御厨健次、永吉博巳、御厨龍樹、永松進、下村建二、大坪弘道、山邊生雄、貞包哲朗、林快川、鶴田武美、増田浩通、松岡孟、吉田昭彦、池田壽昭、斎藤鎌二郎、鶴田守、手島道生、菊池俊次、永江雅雄、坂田積、山口赤夫、堤勝正、坂本秀雄、小形規矩夫、小川コト、松延浩氣、植坂豊榮、中島通夫、池田雅幸、吉田利子、早川春江、八並光善、坂本朝巳、副島宗敏、野村鱒美、青木英敏、石田三彦、宮野八重子、渡邊常盤、北島雄二郎、吉永源三郎、高田秀雄、鶴田温、松尾保之、坂口勉、山口久人、瀬川陽子、池田壽男、岡本芳秋、中田和美、深海千鶴子、森永津代次、小池勝、渡辺晃、田中二生、手塚正弘、大島茂、成瀬敏郎、村岡律子、中野平八、古賀長生、城島靖隆、鶴長男、兵動良夫、内田スミヨ、杉谷武、佐々木サチ、川原幸子、田島宗智、長瀬嘉子、熊崎幸兵衛、武富弘明、近藤次男、松尾俊彦、北川嘉亮、野田徹、大古場英敏、田中裕嗣、原栄一、山口雪、古賀登、江頭利市、西田光男、藤本昭、高柳欣孝、嘉村満雄、藤田勇、碓隆男、平井潔、緒方茂、狩峰幹雄、野田尚司、小川熙子、古賀英正、江下保、石丸正身、長谷川清、権藤マサヨ、松田金里、木下修身、貞方正人、篠原文子、坂口利夫、

野方昌明、杉原暹睦、千代田尚之、西山義彦、北原正作、清流法雄、原岡省三、吉村公男、小倉紘、今村ミサヲ、伊東和子、陣内輝久、野方静男、横井浩、池田章、久我有策、南里源治、平田順二、田中裕、彌富道子、藤山正己、田中富重、齋藤章、八木奎吾、片渕稔、川瀬亨、栗林昭雄、福井敏郎、一木繁夫、古沢末雄、坂口忍、吉丸正行、寺町涉、三島忠彦、江口輝、福富邦昭、外園満喜男、江藤祐輔、加志田恵久、古川大幢、松永英次、田中光圀、下榮二、立石幸夫、諸岡八郎、織田尚、田久保初男、立花元雄、山口統、野崎利英、久野厚、坂田重信、瀧下利美、峯孝範、田中盛衛、向井忠、森本好子、池田壽太、龍ヶ江良宣、下村輝雄、丸尾覺司、中西五郎、永尾每眞、中島哲郎、藤井吉郎、松尾三郎、鳥屋ヨシノ、正覺慈舩、中島直、江原静、西村汀、小田口耕一、江頭豊、岡正晴、渕上敏夫、立石駿、吉牟田謙造、望月昭、益田一、中村功、倉地恭彦、荒卷榮、鶴田與吉、坂井文陽、重松正信、半田重敏、森格一、大隈悟、石橋十四三、堤伊佐男、井手高康、佐藤勇雄、原敏、牧口昌秀、大野常藏、松原喬、江頭浩一、東島重信、高岸啓輔、落合八重子、田中次雄、宮副弘、川上雅生、山下實助、長崎道郎、佐藤常雄、山口辰馬、山下昭生、林信行、嘉村長次郎、光武久光、秀島平王、平田マサノ、富田喜三郎、山下孝徳、石嶋喜美由、大川内乙吉、弓削正好、古賀義之、山口清二郎、犬山國博、岩永忠志、田中治嘉、垣内良文、御厨ミヨ子、岩尾久二郎、島弘、永末孝、多久島敏明、山口進、馬場栄之介、山口六直生、鶴田六次、古賀敏郎、吉牟田健夫、諸岡正樹、秋山巖、廣瀬正浩、吉田文代、大曲新、撫尾清明、小出芳憲、山中石梁、永渕優、松尾タカ子、末次祐司、林好章、菊池正道、杉野博文、副島義郎、小川正巳、菅原暢道、陣内敏男、峰巖、榊谷曄、古賀雄三、田中與市、古川正紘、坂口倫子、山下徳雄、野田行雄、田中健一、鶴田義勇、西尾吉春、永田和晟、山口忠好、久保良周、松尾倭枝、百崎誠治、藤光新、三浦トキ、朝長雅幸、森田和友、立川淀、熊野太郎、篁

津守人、馬場迪彦、岩村豊、脇山恵美子、佐藤正典、多治見幸生、前川清、増富賢、大塚豪一、吉村久光、香月重利、木原勝見、掛林昭、中里一好、吉井滋幸、藤本英雄、本山ナツコ、馬場タミエ、茨木彬、牧山光明、米満壽賀、白浜二生、山野三郎、伊東万治、倉崎成一郎、橋本淑江、北島美鈴、井手美代子、野田正樹、久保シゲヨ、八浪一平、真崎健吾、永田義登、中尾洋子、寺田英隆、橋村剛、山村誠、古賀清文、古賀一男、福井義武、田中丸正典、野口明美

## 2 公示事項

昭和 52 年 9 月 29 日付けで受理した地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 5 日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の写しは、当人事委員会において保管し、いつでもこれを交付するので、交付を受けるべき者は、当人事委員会に出頭の上、受領すること。